

第 1 4 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	その他	計
件 数	1	7	5	1 3

(2) 議案の名称

< 予算 >

議案第 5 3 号 令和 5 年度尼崎市一般会計補正予算（第 3 号） … 5

< 条例 >

議案第 5 4 号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について … 9

議案第 5 5 号 尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について … 23

議案第 5 6 号 尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例について … 27

議案第 5 7 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例について … 29

議案第 5 8 号 尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例について … 35

議案第 5 9 号 尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例の廃止等に関する条例について … 37

議案第 6 0 号 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について … 49

< その他 >

議案第 6 1 号 訴えの提起について（土地明渡し等請求事件） … 55

議案第 6 2 号 物件の買入れについて（尼崎市立小学校・特別支援学校電子黒板） … 57

議案第 6 3 号 事業契約について（（仮称）市営若草住宅建替事業） … 59

議案第 6 4 号 物件の買入れについて（化学消防ポンプ自動車） … 63

議案第 6 5 号 物件の買入れについて（高規格救急自動車） … 65

2 その他の報告

- (1) 令和4年度尼崎市繰越明許費に係る歳出予算の経費の繰越し
27事業 2,567,257千円
- (2) 令和4年度尼崎市事故繰越しに係る歳出予算の経費の繰越し
3事業 127,898千円
- (3) 令和4年度尼崎市水道事業会計継続費の繰越額の使用
1事業 2,094,471千円
- (4) 令和4年度尼崎市水道事業会計予算の繰越額の使用
1事業 32,615千円
- (5) 令和4年度尼崎市工業用水道事業会計予算の繰越額の使用
1事業 14千円
- (6) 令和4年度尼崎市下水道事業会計予算の繰越額の使用
1事業 1,931,856千円
- (7) 令和4年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算の繰越額の使用
1事業 277,597千円
- (8) 議会の指定に基づく専決処分
- ・ 和解及び損害賠償の額の決定
 - 交通事故 3件 694,240円
 - その他の事故 4件 158,328円
 - その他 1件 2,277,000円
 - ・ 工事又は製造の請負契約の変更契約の締結
 - 工事 6件

3 追加提出予定案件

<人事>

- ・ 尼崎市副市長の選任
- ・ 尼崎市固定資産評価員の選任
- ・ 尼崎市農業委員会委員の任命

第14回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<令和5年6月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第53号	所 管	各事業所管課																												
件 名	令和5年度尼崎市一般会計補正予算(第3号)																																
内 容																																	
1	<p>補正予算の内容</p> <p>エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける生活者及び事業者に対する支援として、電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用したポイント還元事業の拡充などを実施するほか、市内事業者が兵庫県中小企業融資制度を利用する際に必要な信用保証料の一部を補助する。</p> <p>また、令和5年9月から実施予定の阪神バス等の運賃改定に伴い、障害者等及び高齢者に対する市の助成額を増額することに伴い補正を行う。</p> <p>各事業の概要は別紙のとおり。</p>																																
2	<p>補正予算の規模</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現在予算額</th> <th>補正予算額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>215,019,328</td> <td>1,819,019</td> <td>216,838,347</td> </tr> </tbody> </table>					現在予算額	補正予算額	補正後予算額	215,019,328	1,819,019	216,838,347																						
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																															
215,019,328	1,819,019	216,838,347																															
3	<p>歳入歳出補正予算額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">歳 入</th> <th colspan="2">歳 出</th> </tr> <tr> <th>款</th> <th>補正予算額</th> <th>款</th> <th>補正予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>928,557</td> <td>民生費</td> <td>678,944</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td>17,000</td> <td>商工費</td> <td>1,140,075</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td>18,694</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td>854,768</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,819,019</td> <td>合 計</td> <td>1,819,019</td> </tr> </tbody> </table>					歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	国庫支出金	928,557	民生費	678,944	繰入金	17,000	商工費	1,140,075	繰越金	18,694			諸収入	854,768			合 計	1,819,019	合 計	1,819,019
歳 入		歳 出																															
款	補正予算額	款	補正予算額																														
国庫支出金	928,557	民生費	678,944																														
繰入金	17,000	商工費	1,140,075																														
繰越金	18,694																																
諸収入	854,768																																
合 計	1,819,019	合 計	1,819,019																														
4	<p>繰越明許費</p> <p>追加</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>事業名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民生費</td> <td>児童福祉費</td> <td>子育て世帯「あま咲きコイン」給付関係事業</td> <td>17,000</td> </tr> </tbody> </table>					款	項	事業名	金額	民生費	児童福祉費	子育て世帯「あま咲きコイン」給付関係事業	17,000																				
款	項	事業名	金額																														
民生費	児童福祉費	子育て世帯「あま咲きコイン」給付関係事業	17,000																														

補正予算の内容

(1) SDGs「あま咲きコイン」推進事業費	1,001,971 千円
<p>電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用したポイント還元事業を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレミアムチャージの上限額を拡充（還元率：アプリ 10%、カード 5%） 上限額：20,000 円から 40,000 円へ 実施期間：令和 5 年 7 月下旬から 8 月下旬 ・決済時のポイント還元（5%）の上限を拡充 上限：2,500 ポイントから 5,000 ポイントへ 実施期間：令和 5 年 10 月から令和 6 年 1 月 	
(2) 子育て世帯「あま咲きコイン」給付関係事業費	660,250 千円
<p>子育て世帯生活支援特別給付金の対象とならない子育て世帯に対し、電子地域通貨「あま咲きコイン」を給付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童：18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（特別児童扶養手当対象児童の場合は 20 歳未満）で、子育て世帯生活支援特別給付金の対象とならない児童のうち、次のいずれかを満たす児童 <ul style="list-style-type: none"> ① 令和 5 年 3 月分の児童扶養手当等の判定時点において、本市の住民基本台帳に記載されている児童 ② 令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月分のいずれかの児童扶養手当等判定時点において新たに本市の住民基本台帳に記載された児童 ・給付額：対象児童 1 人につき 1 万円相当分 	
(3) 信用保証料補助金関係事業費	138,104 千円
<p>市内事業者が兵庫県中小企業融資制度を利用する際に必要な信用保証料の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助上限額：50 万円 ・補助率：2/3 ・補助対象：令和 5 年 4 月から 12 月までの融資実行分 	
(4) 乗合自動車特別乗車証交付事業費	14,401 千円
<p>阪神バス等の運賃改定に伴い、障害者等に交付している特別乗車証（市内の停留所で乗降車する場合に限り無料で利用可能）の市助成額を増額する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：市内居住かつ身体障害者手帳（1～4 級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳の交付を受けている者 ・運賃改定の内容：尼崎市内線で 210 円から 230 円（介護付の場合は 420 円から 460 円）へ改定 ・助成額：身体障害者手帳（1～4 級）、療育手帳の交付を受けている者については、110 円から 120 円（介護付の場合は 220 円から 240 円）に増額（残りはバス会社負担） 精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳の交付を受けている者については、210 円から 230 円（介護付の場合は 420 円から 460 円）に増額 ・開始時期：令和 5 年 9 月 	

(5) 高齢者バス運賃助成事業費	4,293 千円
<p>阪神バス等の運賃改定に伴い、高齢者に交付している乗車払カード（市内の停留所で乗車または降車する場合に運賃の一部の助成を受けることが可能）の市助成額を増額する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：市内に引き続き1年以上居住している70歳以上の者 ・運賃改定の内容：尼崎市内線で210円から230円へ改定 ・助成額：100円から110円に増額 ・開始時期：令和5年9月 	

費目別事業概要

民生費	678,944 千円
<p>乗合自動車特別乗車証交付事業費 14,401 千円</p> <p>阪神バス等の運賃改定に伴い、障害者等に交付している特別乗車証の市助成額を増額する。</p>	
<p>高齢者バス運賃助成事業費 4,293 千円</p> <p>阪神バス等の運賃改定に伴い、高齢者に交付している乗車払カードの市助成額を増額する。</p>	
<p>子育て世帯「あま咲きコイン」給付関係事業費 660,250 千円</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金の対象とならない子育て世帯に対し、電子地域通貨「あま咲きコイン」を給付する。</p>	
商工費	1,140,075 千円
<p>SDGs「あま咲きコイン」推進事業費 1,001,971 千円</p> <p>電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用したポイント還元事業を拡充する。</p>	
<p>信用保証料補助金関係事業費 138,104 千円</p> <p>市内事業者が兵庫県中小企業融資制度を利用する際に必要な信用保証料の一部を補助する。</p>	

<令和5年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第54号	所 管	税務管理課
件 名	尼崎市市税条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の制定に伴い、所要の整備を行うもの。				
2	主な改正内容 (1) 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に長寿命化に資する大規模修繕工事が完了するマンションのうち一定要件（築後20年以上が経過し、修繕積立金の額の引き上げを行った上でマンション管理計画の認定を受ける等）を満たすものについて、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額の3分の1に相当する金額を減額する特例措置を創設する。 (2) 軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）（三輪以上の新車で、排出ガス性能及び燃費性能に優れ、環境負荷の小さいものに係る税額の軽減措置）について、適用期限（現行：令和5年3月31日）を次のとおり延長する。 ア 営業用乗用車（ガソリン軽自動車に限る。）について、税額を概ね100分の50軽減する措置の適用期限を3年延長し、令和8年3月31日までとする。 イ 営業用乗用車（ガソリン軽自動車に限る。）について、税額を概ね100分の25軽減する措置の適用期限を2年延長し、令和7年3月31日までとする。 ウ ア及びイ以外の軽自動車（電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に限る。）について、税額を概ね100分の75軽減する措置の適用期限を3年延長し、令和8年3月31日までとする。				
3	施行期日 公布の日				

尼崎市市税条例

改正後	現 行
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第27条の2</p> <p>2 <u>前項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に係る同項各号に掲げる事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した同項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書に記載した事項(その者が当該前年の中途において次項又は同条第3項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、その異動に係る事項については、当該前年の最後に提出したこれらの規定による申告書に記載した事項。以下この項において「前年申告書記載事項」という。)</u>と異動がないときは、給与所得者は、省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項に代えて前年申告書記載事項と異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 <u>第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は同条第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、その異動の内容その他省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第1項又は前項の場合において、これらの規定による申告書(以下この条において「扶養親族等申告書」という。)がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、当該扶養親族等申告書は、その受理された日</u></p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第27条の2</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u>又は同条第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、その異動の内容その他省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>前2項の場合において、これらの規定による申告書(以下この条において「扶養親族等申告書」という。)がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、当該扶養親族等申告書は、その受理された日に市長に</u></p>

に市長に提出されたものとみなす。

5 略

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「がその提出」とあるのは「に記載すべき事項の提供」と、「に受理された」とあるのは「が当該事項の提供を受けた」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第27条の3

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に係る同項各号に掲げる事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項(以下この項において「前年申告書記載事項」という。)と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、省令で定めるところにより、前項各号又は法第317条の3の3第1項に掲げる事項に代えて前年申告書記載事項と異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

(給与支払報告書等の提出義務)

第29条

7 第1項、第3項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書(以下この条において「報告書」という。)を提出する義務がある者(前2項の規定の適用を受ける者を除く。)は、その者が提出すべき報告書に係る給与支払報告書記載事項又は公的年金等支払報告書記載事項(以下この条において「記載事項」という。)を記録した光ディスク等の提出をもって当該報告書の提出に代えることができる。

提出されたものとみなす。

4 略

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「がその提出」とあるのは「に記載すべき事項の提供」と、「に受理された」とあるのは「が当該事項の提供を受けた」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第27条の3

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、省令で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

(給与支払報告書等の提出義務)

第29条

7 第1項、第3項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書(以下この条において「報告書」という。)を提出する義務がある者(前2項の規定の適用を受ける者を除く。)が令で定めるところにより市長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前2項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的年金等支払報告書記載事項(以下この条

<p>(個人の市民税の徴収の方法等)</p> <p>第30条の2</p> <p>2 個人の県民税は、法に特別の定めがある場合を除くほか、個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</p> <p>3 森林環境税は、森林環境税法に特別の定めがある場合を除くほか、個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</p> <p>附 則 (固定資産税等の課税標準等の特例)</p> <p>10 略</p> <p>(3) 法附則第15条第14項本文 5分の3</p> <p>(4) 法附則第15条第14項ただし書の1</p> <p>(5) 法附則第15条第21項 2分の1</p> <p>(6) 法附則第15条第22項第1号 3分の2</p> <p>(7) 法附則第15条第22項第2号 2分の1</p> <p>(8) 法附則第15条第22項第3号 2分の1</p> <p>(9) 法附則第15条第23項第1号 3分の2</p> <p>(10) 法附則第15条第23項第2号 2分の1</p> <p>(11) 法附則第15条第25項第1号 3分の2</p> <p>(12) 法附則第15条第25項第2号 4分の3</p> <p>(13) 法附則第15条第25項第3号 2分の1</p>	<p>(<u>において「記載事項」という。</u>)を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき報告書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもって当該報告書の提出に代えることができる。</p> <p>(個人の市民税の徴収等の方法)</p> <p>第30条の2</p> <p>2 個人の県民税及び森林環境税は、法又は森林環境税法に特別の定めがある場合を除くほか、個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、徴収する。</p> <p>附 則 (固定資産税等の課税標準等の特例)</p> <p>10 略</p> <p>(3) 法附則第15条第15項本文 5分の3</p> <p>(4) 法附則第15条第15項ただし書の1</p> <p>(5) 法附則第15条第22項 2分の1</p> <p>(6) 法附則第15条第23項第1号 3分の2</p> <p>(7) 法附則第15条第23項第2号 2分の1</p> <p>(8) 法附則第15条第23項第3号 2分の1</p> <p>(9) 法附則第15条第24項第1号 3分の2</p> <p>(10) 法附則第15条第24項第2号 2分の1</p> <p>(11) 法附則第15条第26項第1号 3分の2</p> <p>(12) 法附則第15条第26項第2号 4分の3</p> <p>(13) 法附則第15条第26項第3号 2分の1</p>
--	---

- (14) 法附則第15条第28項 3分の2
- (15) 法附則第15条第32項 2分の1
- (16) 法附則第15条第33項 3分の2
- (17) 法附則第15条第38項 3分の2
- (18) 法附則第15条第42項 3分の1
- (19) 法附則第15条第43項 4分の3
- (21) 法附則第15条の9の3第1項 3分の

1

3 4 削除

3 7 削除

3 9 3輪以上の軽自動車で法附則第30条第2項各号に掲げるものに対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	1,000円
第2号ウ	6,900円	1,800円

- (14) 法附則第15条第29項 3分の2
- (15) 法附則第15条第33項 2分の1
- (16) 法附則第15条第34項 3分の2
- (17) 法附則第15条第39項 3分の2
- (18) 法附則第15条第43項 3分の1
- (19) 法附則第15条第44項 4分の3

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

3 4 法第451条第1項第1号 (同条第4項及び第5項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第37項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第60条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

3 7 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第61条の3及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第2号及び同項中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

3 9 3輪以上の軽自動車で法附則第30条第2項各号に掲げるものに対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	1,000円
第2号ウ	6,900円	1,800円

	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

40から43まで 削除

	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

40 3輪以上のガソリン軽自動車（法附則第30条第3項に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項及び次項において同じ。）で同条第3項各号に掲げるものに対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	2,000円
第2号ウ	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

41 3輪以上のガソリン軽自動車で法附則第30条第4項各号に掲げるもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	3,000円
第2号ウ	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

42 3輪以上の軽自動車で法附則第30条第

<p>4 4 3輪以上のガソリン軽自動車（法附則第30条第3項に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項において同じ。）に対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税種別に限り、同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「3,500円」とす</p>	<p><u>2項各号に掲げるもの（自家用の乗用のものに限る。以下この項において同じ。）に対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第39項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>4 3 3輪以上の軽自動車で法附則第30条第2項各号に掲げるもの（自家用の乗用のものを除く。以下この項において同じ。）に対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第39項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>4 4 3輪以上のガソリン軽自動車（法附則第30条第7項に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項において同じ。）に対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</p>
--	---

<p>る。</p> <p>4 5 3輪以上のガソリン軽自動車（法附則第30条第4項に規定するガソリン軽自動車をいい、前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）に対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税種別割に限り、同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>5 1 所得割の納税義務者が前項前段の規定の適用を受けた場合において、第21条の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうち、その者と生計を一にする令で定める親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の個人の市民税に関するこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。 (新築認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>5 4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅で法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当するものについて、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該認定長期優良住宅が新築された日から当該認定長期優良住宅に</p>	<p><u>40項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>4 5 3輪以上のガソリン軽自動車（法附則第30条第8項に規定するガソリン軽自動車をいい、前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）に対する第62条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第41項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>5 1 所得割の納税義務者が前項前段の規定の適用を受けた場合において、第21条の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうち、その者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の個人の市民税に関するこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。 (新築認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>5 4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅で法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当するものについて、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該認定長期優良住宅が新築された日から当該認定長期優良住宅に</p>
--	---

対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(4) その他市長が必要と認める事項

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

56 略

(6) その他市長が必要と認める事項

(特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

58 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(6) その他市長が必要と認める事項

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

61 略

(5) 当該耐震改修に要した費用で省令で定める補助の算定の基礎となったものの金額

(6) その他市長が必要と認める事項

(高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

63 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該

対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第3項に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

56 略

(特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

58 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第10項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

61 略

(5) 当該耐震改修に要した費用で省令附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となったものの金額

(高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

63 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該

高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(4) 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等に該当するものの住所、氏名及びその者が当該高齢者等のいずれに該当するかの別

(7) 当該改修工事について令で定める補助金等の交付又は令で定める居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費の給付を受ける場合にあっては、その金額

(8) その他市長が必要と認める事項

(熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修等専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

66 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修等住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は当該熱損失防止改修等専有部分に係る熱損失防止改修工事等(同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等をいう。以下この項及び附則第69項において同じ。)が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(6) 当該熱損失防止改修工事等について令で定める補助金等の交付を受ける場合にあっては、その金額

(7) その他市長が必要と認める事項

(特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申

高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第8項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(4) 令附則第12条第23項各号のいずれかに該当する者の住所、氏名及びその者が当該各号のいずれに該当するかの別

(7) 当該改修工事について令附則第12条第24項に規定する補助金等の交付又は同項に規定する居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費の給付を受ける場合にあっては、その金額

(熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修等専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

66 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修等住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は当該熱損失防止改修等専有部分に係る熱損失防止改修工事等(同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等をいう。以下この項及び附則第69項において同じ。)が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第9項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(6) 当該熱損失防止改修工事等について令附則第12条第31項に規定する補助金等の交付を受ける場合にあっては、その金額

(特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申

告)

6 9 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該特定熱損失防止改修等住宅又は当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(6) 当該熱損失防止改修工事等について令で定める補助金等の交付を受ける場合にあつては、その金額

(7) その他市長が必要と認める事項

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

7 2 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名及び個人番号(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) その他市長が必要と認める事項

7 3 前項の規定にかかわらず、法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項の規定の適用を受けようとする者は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書を提出しようとする場合は、同項

告)

6 9 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該特定熱損失防止改修等住宅又は当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第 7 条第 1 1 項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(6) 当該熱損失防止改修工事等について令附則第 1 2 条第 3 1 項に規定する補助金等の交付を受ける場合にあつては、その金額

<p><u>各号に掲げる事項のほか、当該期間内に申告書を提出することができなかつた理由を当該申告書に記載しなければならない。</u></p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>74</u> 法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修実演芸術公演施設に係る改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定に係る通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(4) 家屋が<u>法附則第15条の11第1項に規定する特別特定建築物のいずれに該当するか</u>の別</p> <p>(6) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>75～78</u> 略</p> <p><u>79</u> 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下「<u>入場料金等払戻請求権</u>」という。）の全部又は一部の放棄（以下「<u>払戻請求権放棄</u>」という。）を同項に規定する指定期間（以下「<u>指定期間</u>」という。）内にした場合には、当該納</p>	<p>(改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>72</u> 法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修実演芸術公演施設に係る改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(4) 家屋が<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に掲げる劇場若しくは演芸場又は同条第4号に掲げる集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか</u>の別</p> <p><u>73～76</u> 略</p> <p><u>77</u> 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。以下「<u>新型コロナウイルス感染症特例法</u>」という。）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下「<u>入場料金等払戻請求権</u>」という。）の全部又は一部の放棄（以下「<u>払戻請求権放棄</u>」という。）を同項に規定する指定期間（以</p>
--	---

<p>税義務者が、払戻請求権放棄をした日の属する年中にその年の指定期間内において払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第25条第2項各号に掲げる寄附金の額及び払戻請求権放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が20万円を超える場合には、20万円）の同項第2号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、同項その他個人の市民税に関する規定を適用する。</p>	<p>下「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者が、払戻請求権放棄をした日の属する年中にその年の指定期間内において払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第25条第2項各号に掲げる寄附金の額及び払戻請求権放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が20万円を超える場合には、20万円）の同項第2号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、同項その他個人の市民税に関する規定を適用する。</p>
--	--

<令和5年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第55号	所 管	窓口サービス推進担当									
件 名	尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について													
内 容														
<p>1 改正理由</p> <p>現行、個人番号カード又は住民基本台帳カード及び多機能端末機(マルチコピー機)を使用した上で、住民票の写し等の各種証明書の交付(以下、「コンビニ交付」という。)を受ける場合、窓口で交付を受けるよりも証明書の手数料を100円減額している。</p> <p>こうした中、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)が施行され、令和5年5月11日から個人番号カードの機能がスマートフォンにも搭載可能となった。(当面はAndroid端末に限定)</p> <p>これに伴い、開始時期は現時点で未定であるが、コンビニ交付においても個人番号カードの機能が搭載されたスマートフォンの使用が可能となることから、コンビニ交付の手数料の減額対象に当該スマートフォンを加えるため、所要の整備を行うもの。</p> <p>【参考：現行の手数料の減額措置の内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンビニ交付により取得できる証明書</th> <th>通常の手数料</th> <th>減額措置後の手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍附票の写し、現年度の市民税・県民税課税額証明書</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書</td> <td>450円</td> <td>350円</td> </tr> </tbody> </table>						コンビニ交付により取得できる証明書	通常の手数料	減額措置後の手数料	住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍附票の写し、現年度の市民税・県民税課税額証明書	300円	200円	戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書	450円	350円
コンビニ交付により取得できる証明書	通常の手数料	減額措置後の手数料												
住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍附票の写し、現年度の市民税・県民税課税額証明書	300円	200円												
戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書	450円	350円												
<p>2 改正内容</p> <p>付則第3項のコンビニ交付における手数料の減額対象に個人番号カードの機能が搭載されたスマートフォンを加える。</p>														
<p>3 施行期日</p> <p>規則で定める日</p>														

尼崎市手数料条例

改正後	現 行
<p>付 則 (手数料の額の特例)</p> <p>3 当分の間、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。</u>）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（その公的個人認証法第35条の2第1項に規定する電磁的記録媒体に同条第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード（尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成27年尼崎市条例第27号）第5条第1項の規定により同項に規定する利用情報が記録されたものに限る。）及び同条例第2条に規定する多機能端末機を使用して同条各号のいずれかに掲げる書類の交付を請求する者に対してその交付を行う場合における第2条第1号の2、第2号、第10号及び第17号から第19号までの規定の適用については、同条第1号の2、第2号及び第17号から第19号までの規定中「300円」とある</p>	<p>付 則 (手数料の額の特例)</p> <p>3 当分の間、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード又は住民基本台帳カード（尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成27年尼崎市条例第27号）第5条第1項の規定により利用情報が記録されているものに限る。）及び同条例第2条に規定する多機能端末機を使用して同条各号のいずれかに掲げる書類の交付を請求する者に対してその交付を行う場合における第2条第1号の2、第2号、第10号及び第17号から第19号までの規定の適用については、同条第1号の2、第2号及び第17号から第19号までの規定中「300円」とあるのは「200円」と、同条第10号中「450円」とあるのは「350円」とする。</p>

のは「200円」と、同条第10号中「450円」とあるのは「350円」とする。	
--	--

<令和5年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第56号	所 管	福祉課
件 名	尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 阪神バス株式会社等が運行する乗合バスの運賃改定に伴い、高齢者の負担軽減を図ることを目的として、市の助成額を増額するため、所要の整備を行うもの。				
2	改正内容 高齢者バス運賃乗車払カードを使用して、乗合バスを利用する場合の助成額を、「100円」から「110円」に改める。				
		運賃	市助成額	利用者負担額	
	現行	210円	100円	110円	
	改正後	230円	110円	120円	
3	施行期日 規則で定める日				

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例

改正後	現 行
(助成額) 第4条 略 (2) 前条第2号に該当する場合 <u>110円</u>	(助成額) 第4条 略 (2) 前条第2号に該当する場合 <u>100円</u>

<令和5年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第57号	所 管	保育企画課、こども青少年課、保育運営課、就学前教育課
件 名	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)の施行等により、関係条例において法律を引用している条番号等が変更されたことに伴い、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正の対象となる条例</p> <p>(1) 尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例</p> <p>(2) 尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例</p> <p>(3) 尼崎市子ども・子育て審議会条例</p> <p>(4) 尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例</p> <p>3 改正内容</p> <p>(1) 上記2(1)から(3)の条例について、子ども・子育て支援法から引用している条及び項番号のずれに対応するための改正を行う。</p> <p>(2) 上記2(4)の条例について、引用している告示名称の変更に対応するための改正を行う。</p> <p>4 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(入所等の資格)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども（支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども（支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）に該当する者で市長が別に定める月齢以上であるものに限る。）</p>	<p>(入所等の資格)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども（支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども（支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）に該当する者で市長が別に定める月齢以上であるものに限る。）</p>

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(入園等の資格)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども（支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども（支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）に該当する者で満4歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したものに限る。）</p>	<p>(入園等の資格)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども（支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）に該当する者で満4歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したものに限る。）</p>

尼崎市子ども・子育て審議会条例（第3条関係）

改正後	現 行
<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第72条第1項第1号</u>から第3号までに規定する事項並びに本市における子ども・子育て支援（同法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第77条第1項第1号</u>から第3号までに規定する事項並びに本市における子ども・子育て支援（同法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況</p>

尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例（第4条関係）

改正後	現 行
<p>(認定こども園の認定の要件)</p> <p>第3条 法第3条第1項及び第3項の条例で定める要件は、次項から第15項までに規定するもののほか、<u>法第3条第2項各号及び第4項各号に定める基準並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準</u>（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。）に定める基準（告示第4の5ただし書に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）に適合していることとする。この場合において、告示第2の2中「35人」とあるのは、「35人（満3歳以上満4歳未満の子どもで編制される学級で学級担任が1人であるものについては、25人）」とする。</p>	<p>(認定こども園の認定の要件)</p> <p>第3条 法第3条第1項及び第3項の条例で定める要件は、次項から第15項までに規定するもののほか、<u>法第3条第2項各号及び第4項各号に定める基準並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準</u>（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。）に定める基準（告示第4の5ただし書に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）に適合していることとする。この場合において、告示第2の2中「35人」とあるのは、「35人（満3歳以上満4歳未満の子どもで編制される学級で学級担任が1人であるものについては、25人）」とする。</p>

<令和5年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第58号	所 管	上下水道部経営企画課、お客さまサービス課、料金・ICT担当
件 名	尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>水道料金の納入方法について、納付書払いから口座振替払いへの移行を促進することで安定的で確実な収納を図るため、平成17年7月から口座振替割引制度を導入し、口座振替払いにより料金を納入する場合には、振替日に引き落としする水道料金から、55円の割引を行ってきた。</p> <p>こうした中、近年では口座振替払いに加え、クレジットカード払いやスマホ決済などの支払方法が多様化していることから、口座振替払いのみを対象とした同制度を廃止するもの。</p> <p>また、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成30年政令第154号）の施行により、本条例において政令から引用している条番号が変更されたため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 口座振替割引制度の廃止</p> <p>水道使用者が口座振替の方法により料金を納入する場合に料金を55円割引する特例の規定を削除する。</p> <p>(2) その他の整備</p> <p>水道法施行令から引用している条番号のずれに対応するための改正を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和5年12月1日</p> <p>ただし、上記2(2)の改正については、公布の日</p>					

尼崎市水道事業給水条例

改正後	現 行
<p>(給水装置の構造及び材質)</p> <p>第6条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）<u>第6条</u>の基準に適合しているものでなければならない。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(給水装置の基準違反等に対する措置)</p> <p>第42条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が<u>政令第6条</u>の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が<u>管理者</u>又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の新設又は改造の工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構造及び材質が<u>政令第6条</u>の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の構造及び材質)</p> <p>第6条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）<u>第5条</u>の基準に適合しているものでなければならない。</p> <p><u>(口座振替による納入の場合の料金の特例)</u></p> <p><u>第38条の2</u> 水道使用者が口座振替の方法により料金（定例日に計量した使用水量を基礎として算定する料金に限る。）を納入する場合は、<u>第30条第1項、第31条第1項、第2項又は第4項、第33条第1項及び第35条の規定により算定された料金の額から55円（当該料金の額が55円を超えないときは、当該料金の額）を控除した額を当該水道使用者の料金の額とする。ただし、当該水道使用者の責めに帰すべき事由により管理者が最初に期限として指定した日を経過した後に料金を納入する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(給水装置の基準違反等に対する措置)</p> <p>第42条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、<u>政令第5条</u>の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、<u>管理者</u>又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の新設又は改造の工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構造及び材質が<u>政令第5条</u>の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

<令和5年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第59号	所 管	住宅政策課
件 名	尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例の廃止等に関する条例について				
内 容					
1	<p>廃止理由等</p> <p>尼崎市立富松住宅は、尼崎市民共済生活協同組合が行っていた住宅事業が法改正により継続できなくなったことを受けて、本市が同組合から住宅事業を承継し、平成25年4月から10年間を目途に公の施設として管理運営してきたところ、令和4年度末をもって、すべての入居者の住み替えが完了したことから、当該住宅を廃止するため、尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例を廃止するもの。</p> <p>あわせて、尼崎市立富松住宅管理基金条例について、廃止後の尼崎市立富松住宅の管理等に要する経費の財源として処分することができるよう所要の整備を行うもの。</p>				
2	<p>廃止内容等</p> <p>(1) 尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する。</p> <p>(2) 尼崎市立富松住宅管理基金条例第1条の設置の規定のうち、「尼崎市立富松住宅」を「廃止前の尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例第2条第1項の規定により設置された尼崎市立富松住宅及びその用に供されていた建築物等で現に存するもの」に改める。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例（第1条関係）

現 行

（この条例の趣旨）

第1条 この条例は、尼崎市立富松住宅（駐車場その他の付帯施設を含む。以下「富松住宅」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 この条例の施行前において尼崎市民共済生活協同組合（以下「組合」という。）が設置した尼崎市民共済生協住宅富松団地（以下「旧富松住宅」という。）に居住していた者その他の市民に賃貸するための住宅及びその付帯施設として、富松住宅を設置する。

2 富松住宅の位置は、尼崎市富松町3丁目とする。

（入居者資格）

第3条 富松住宅の住宅（以下「住宅」という。）に入居することができる者は、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 平成25年3月1日（以下「基準日」という。）において旧富松住宅に居住していた者（以下「従前入居者」という。）であること。
- (2) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項第1号の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、住宅に入居することができる者の資格を別に定めることができる。

（入居の申込み等）

第4条 前条第1項各号に掲げる要件を備える者又は同条第2項の規定により定められた資格を有する者のうち住宅への入居を希望する者は、規則で定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者のうちから住宅に入居すべき者を選定したときは、速やかに、その旨をその選定された者に通知するものとする。

（入居手続）

第5条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「入居予定者」という。）は、当該通知があった日から10日を経過する日（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が定める日。以下「入居手続期限」という。）までに、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 連帯保証人が連署する使用証書その他規則で定める書類を市長に提出すること。
- (2) 第10条第1項に規定する額の敷金を市長が定める方法により納付すること。

2 市長は、入居予定者について特別の事情があると認めるときは、前項第1号の規定による連帯保証人の連署を求めないことができる。

3 市長は、入居予定者が第1項各号に掲げる手続を完了したときは、当該入居予定者に対し、住宅への入居の承認（以下「入居承認」という。）を行い、その旨を当該住宅に入居することができる日として市長が指定する日（以下「入居可能日」という。）と併せて通知するものとする。

4 入居承認を受けた者（以下「入居者」という。）は、入居可能日から起算して15日を経過す

る日（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が定める日。以下「入居期限」という。）までに、住宅に入居しなければならない。

（入居の不承認等）

第6条 市長は、入居予定者が次のいずれかに該当するときは、入居承認を行わないものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により入居承認を受けようとしたとき。
- (2) 入居手続期限までに前条第1項各号に掲げる手続を完了しないとき。

2 市長は、入居者が正当な理由なく入居期限までに住宅に入居しないときは、その入居承認を取り消すことができる。

（家賃の月額）

第7条 住宅の家賃の月額は、次表の左欄に掲げる種別等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

種別等		金額（1戸につき）
2DK	1階から4階まで	40,000円
	5階	39,800円
3DK	1階から4階まで	50,000円
	5階	49,800円

（家賃の納付等）

第8条 入居者（第15条第1項の規定により市長の承認を受けて住宅に居住する者を含む。以下同じ。）は、入居可能日から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日（以下これらの日を「明渡し日等」という。）までの期間について、家賃を納付しなければならない。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 第17条第1号の規定により住宅の明渡しをしようとする日として入居者が市長に届け出た日又は住宅を明け渡した日のいずれか遅い日
- (2) 入居者が第17条第1号に掲げる手続を行わずに住宅を明け渡した場合 その明渡しの日として市長が認定した日
- (3) 第18条第1項の規定による住宅の明渡しの請求があった場合 当該請求があった日又は住宅を明け渡した日のいずれか早い日

2 入居者は、毎月末日（月の途中で住宅を明け渡す場合は、その明渡しの日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。

3 入居可能日又は明渡し日等が月の中途である場合のその月分の家賃の額は、日割りにより計算する。この場合において、日割りにより計算した家賃の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（連帯保証人）

第9条 第5条第1項第1号の連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、入居予定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認めるものでなければならない。

2 入居者（第5条第2項の規定により連帯保証人の連署が不要とされている者を除く。）は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する要件を備える者を新たに連帯保証人として立てなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、こ

の限りでない。

- (1) 住所が不明になったとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 失業その他の事情により保証能力を著しく減少させるような事態が生じたとき。
- (4) 死亡したとき。

(敷金)

第10条 敷金は、入居予定者が入居しようとする住宅の家賃の6月分に相当する額とする。

2 第5条第1項第2号の規定により納付された敷金は、入居者が住宅を明け渡した後に、その入居者であった者（以下この項において「元入居者」という。）に還付する。ただし、未納の家賃、損害賠償金その他元入居者から徴収すべき金銭（以下「徴収金」という。）があるときは、当該敷金の額から当該徴収金に相当する額を控除して得た額を当該元入居者に還付する。

3 前項の規定により還付する敷金には、利子を付けない。

4 敷金の運用から生じる利益金は、富松住宅の整備その他の入居者の利便のために使用するものとする。

(入居者の費用負担)

第11条 富松住宅における次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 廃棄物の処理、清掃等に要する費用
- (3) 給水施設その他入居者の共用の施設の使用及び維持に要する費用
- (4) 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替えその他規則で定める軽微な修繕に要する費用
- (5) 住宅内の給水栓、点滅器その他規則で定める付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- (6) 入居者の責めに帰すべき事由により必要となった富松住宅の修繕（前2号の修繕に該当するものを除く。）に要する費用

(入居者の保管義務等)

第12条 入居者は、富松住宅（駐車場を除く。次項において同じ。）の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、その責めに帰すべき事由により富松住宅を汚損し、毀損し、又は滅失させたときは、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 入居者及びその同居者（入居承認又は第14条第1項の承認を受けて入居者と同居する者をいう。以下同じ。）は、その居住する住宅以外の住宅の入居者、その同居者等に対して粗暴な言動その他の共同生活の維持を阻害する行為で規則で定めるもの（以下「迷惑行為」という。）を行ってはならない。

4 入居者は、その同居者が迷惑行為を行うことを防止しなければならない。

(転貸等の禁止)

第13条 入居者は、その居住する住宅を他の者に貸し、又はその居住の権利を他の者に譲渡してはならない。

2 入居者は、その居住する住宅の用途を変更してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、当該住宅の一部を他の用途に併用することができる。

3 入居者は、その居住する住宅を模様替えし、若しくは増築し、又は富松住宅の敷地内に建物、工作物その他の物件（以下「建物等」という。）を設置してはならない。ただし、市長が、原状への回復又は建物等の撤去が容易であると認め、かつ、入居者が当該住宅を明け渡す際その負担において原状に回復し、又は建物等を撤去することを条件として承認した場合は、この限りでない。

（同居の承認）

第14条 入居者は、入居承認を受けて入居者と同居した者以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を与える場合の基準は、次のいずれにも該当することとする。

(1) 第18条第1項第1号から第3号まで及び第5号のいずれにも該当しないこと。

(2) その他規則で定める場合

（入居の承継）

第15条 入居者が死亡し、又はその居住する住宅から退去した場合において、その死亡時又は退去時における当該入居者の同居者は、市長の承認を受けて、引き続き当該入居者が居住していた住宅に居住することができる。

2 前項の承認を与える場合の基準は、次のいずれにも該当することとする。

(1) 前項の承認を受けようとする同居者が基準日において従前入居者と同居していた者であること。

(2) 前条第2項第1号に掲げる基準

（入居者の届出義務）

第16条 入居者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住宅を引き続き15日以上使用しないとき。

(2) 出生、死亡、転出その他の事由によりその同居者に異動が生じたとき。

（住宅の明渡しの手続等）

第17条 入居者は、その居住する住宅の明渡しをしようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる手続等をしなければならない。

(1) 住宅の明渡しをしようとする日の10日前までに当該明渡しをする旨及び当該明渡しをしようとする日を市長に届け出て、第32条第1項の規定により置かれた富松住宅監理員等の検査を受けること。

(2) 第11条第4号から第6号までに掲げる費用を清算すること。

(3) 住宅を模様替えし、若しくは増築し、又は富松住宅の敷地内に建物等を設置した場合にあっては、第1号の検査の日前に入居者の負担において原状に回復し、又は建物等を撤去し、若しくは本市に無償で譲渡すること。

（住宅の明渡しの請求等）

第18条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、その居

住する住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により入居承認又は第15条第1項の承認を受けたとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 富松住宅を故意に汚損し、又は毀損したとき。
- (4) 正当な理由なく15日以上住宅を使用しないとき。
- (5) この条例及びこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

2 前項の規定による住宅の明渡しを請求を受けた者は、速やかに、当該住宅を明け渡さなければならない。この場合において、本市は、当該請求を受けた者がその明渡し等によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

3 市長は、第1項の規定による住宅の明渡しを請求を行ったときは、当該請求があった日の翌日から当該住宅の明渡しの日までの期間については、毎月、当該請求を受けた者から当該住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

(使用許可)

第19条 富松住宅の駐車場（以下「駐車場」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用者資格)

第20条 駐車場を使用することができる者は、入居者又は同居者で規則で定める要件を備えるものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、駐車場の使用状況等を勘案して特に必要があると認めるときは、駐車場を使用することができる者の資格を別に定めることができる。

(駐車場の使用の対象となる自動車)

第21条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車で規則で定める規格を満たすものとする。

(使用の申込み等)

第22条 第20条第1項に規定する要件を備える者又は同条第2項の規定により定められた資格を有する者のうち駐車場の使用を希望する者は、規則で定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 前項の規定による駐車場の使用の申込みは、1世帯につき1区画に限り行うことができる。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により駐車場の使用の申込みをした者（以下「使用申込者」という。）のうちから駐車場を使用すべき者を選定したときは、速やかに、その旨をその選定された者に通知するものとする。

(使用者の公募等)

第23条 市長は、使用申込者の数が駐車場の区画数に満たない場合において、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、駐車場を使用する者を公募することができる。

2 前条第1項の規定は、前項の規定による公募において駐車場の使用を希望する者について準用する。

- 3 市長は、前項において準用する前条第1項の規定により駐車場の使用の申込みをした者（以下「公募使用申込者」という。）のうち規則で定める要件を備える者を、駐車場を使用すべき者として選定するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、公募使用申込者の数が公募に係る駐車場の区画数を超える場合は、当該公募使用申込者について抽選を行い、当該抽選により選出された者のうち規則で定める要件を備える者を駐車場を使用すべき者として選定するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、市長は、公募使用申込者が規則で定める要件を備え、かつ、当該公募使用申込者に駐車場を使用させる必要があると認めるときは、優先的に当該公募使用申込者を駐車場を使用すべき者として選定することができる。
- 6 前条第3項の規定は、第3項から前項までの規定により駐車場を使用すべき者を選定した場合について準用する。

(使用手続)

第24条 第22条第3項（前条第6項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた者（以下「使用予定者」という。）は、当該通知があった日から10日を経過する日（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が定める日。以下「使用手続期限」という。）までに、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 駐車場使用証書を市長に提出すること。
 - (2) 第28条第1項に規定する額の保証金を市長が定める方法により納付すること。
- 2 市長は、使用予定者が前項各号に掲げる手続を完了したときは、当該使用予定者に対し、駐車場の使用の許可（以下「使用許可」という。）を行い、その旨を通知するものとする。
 - 3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許可を受けた日（以下「使用許可日」という。）から15日を経過する日（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が定める日。以下「使用開始期限」という。）までに、駐車場の使用を開始しなければならない。

(使用の不許可等)

第25条 市長は、使用予定者が次のいずれかに該当するときは、使用許可を行わないものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けようとしたとき。
 - (2) 使用手続期限までに前条第1項各号に掲げる手続を完了しないとき。
- 2 第6条第2項の規定は、使用者が正当な理由なく使用開始期限までに駐車場の使用を開始しない場合について準用する。この場合において、同項中「入居承認」とあるのは、「使用許可」と読み替えるものとする。

(駐車場使用料の月額)

第26条 駐車場の使用料（以下「駐車場使用料」という。）の月額は、次表の左欄に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

駐車場	金額（1区画につき）
屋根付き駐車場	10,000円
屋根無し駐車場	7,000円

(駐車場使用料の納付等)

第27条 使用者は、使用許可日から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日までの期間について、駐車場使用料を納付しなければならない。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 第29条の規定により駐車場の明渡しをしようとする日として使用者が市長に届け出た日又は駐車場を明け渡した日のいずれか遅い日
- (2) 使用者が第29条の規定による届出を行わずに駐車場を明け渡した場合 その明渡しの日として市長が認定した日
- (3) 第30条第1項の規定による使用許可の取消し及び駐車場の明渡しの請求があった場合 当該取消しの日又は駐車場を明け渡した日のいずれか早い日

2 第8条第2項及び第3項の規定は、駐車場使用料について準用する。この場合において、同条第2項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、同条第3項中「入居可能日又は明渡し日等」とあるのは「使用許可日又は第27条第1項各号に定める日」と読み替えるものとする。

(保証金)

第28条 保証金は、使用予定者が使用しようとする駐車場の駐車場使用料の3月分に相当する額とする。

2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の保証金について準用する。この場合において、同条第2項中「第5条第1項第2号」とあるのは「第24条第1項第2号」と、「入居者が住宅」とあるのは「使用者が駐車場」と、「その入居者」とあるのは「その使用者」と、「元入居者」とあるのは「元使用者」と、同項ただし書中「家賃」とあるのは「駐車場使用料」と読み替えるものとする。

(駐車場の明渡しの手続)

第29条 使用者は、その使用する駐車場の明渡しをしようとするときは、当該駐車場の明渡しをしようとする日の10日前までに当該明渡しをする旨及び当該明渡しをしようとする日を市長に届け出なければならない。

(使用許可の取消し等)

第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、使用許可を取り消し、その使用する駐車場の明渡しを請求することができる。

- (1) 使用者が偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用者が駐車場使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 使用者が駐車場及びその付帯する設備を故意に毀損したとき。
- (4) 使用者が第20条第1項に規定する要件若しくは第23条第3項、第4項若しくは第5項に規定する要件を備えなくなり、又は第20条第2項の規定により定められた資格を失ったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定による使用許可の取消し及び駐車場の明渡しの請求(以下「取消処分等」という。)を受けた者は、速やかに、当該取消処分等の対象となる駐車場を明け渡さなければならない。この場合において、本市は、当該取消処分等を受けた者がその明渡し等によって損害を受けて

も、その損害について賠償等の責任を負わない。

3 市長は、取消処分等を行ったときは、当該取消処分等があった日の翌日から当該取消処分等に係る駐車場の明渡しの日までの期間については、毎月、当該取消処分等を受けた者から当該駐車場の駐車場使用料の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4 市長は、取消処分等を受けた者が当該取消処分等に係る駐車場を明け渡さない場合において、法令に定める手続にのっとり駐車場に置かれている自動車を当該駐車場から撤去したときは、当該取消処分等を受けた者から当該自動車の撤去に要した費用等に相当する額の金銭を徴収することができる。

(準用)

第31条 第12条第1項から第3項まで及び第13条の規定は、使用者について準用する。この場合において、第12条第1項中「富松住宅（駐車場を除く。次項において同じ。）」とあるのは「駐車場及びその付帯する設備」と、同条第2項中「富松住宅」とあるのは「駐車場及びその付帯する設備」と、同条第3項中「居住する住宅以外の住宅の入居者、その同居者等」とあるのは「使用する駐車場以外の駐車場の使用者等」と、第13条第1項中「居住する住宅」とあるのは「使用する駐車場」と、「居住の」とあるのは「使用の」と、同条第2項中「居住する住宅」とあるのは「使用する駐車場」と、同項ただし書中「住宅」とあるのは「駐車場」と、同条第3項中「居住する住宅」とあるのは「使用する駐車場」と、同項ただし書中「住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

(富松住宅監理員)

第32条 富松住宅の管理に関する事務をつかさどり、富松住宅を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を行わせるため、富松住宅監理員を置く。

2 富松住宅監理員は、本市職員のうちから市長が任命する。

(住宅の検査)

第33条 市長は、富松住宅の管理上必要があると認めるときは、富松住宅監理員又は市長が指定する職員に富松住宅を検査させることができる。

2 現に入居者が居住している住宅に前項の検査のため立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該住宅の入居者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により富松住宅の検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 入居者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による検査を拒み、又は妨げてはならない。

(富松住宅の管理)

第34条 富松住宅の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第35条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指定管理者の選定)

第36条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、富松住宅の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けべきものとして選定するものとする。

- (1) 富松住宅の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (2) 富松住宅の管理を安定して行う能力を有していること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、富松住宅の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第37条 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第38条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 家賃及び駐車場使用料の収納に関すること。
- (2) 富松住宅の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第39条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、富松住宅の管理を行わなければならない。

(家賃等を免れた者に対する過料)

第40条 市長は、詐欺その他不正の行為により家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（その額が50,000円を超えないときは、50,000円）以下の過料を科すことができる。

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、富松住宅の管理について必要な事項は、規則で定める。

尼崎市立富松住宅管理基金条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例の廃止等に関する条例（令和5年尼崎市条例第 号）第1条の規定による廃止前の尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例（平成24年尼崎市条例第39号）第2条第1項の規定により設置された尼崎市立富松住宅及びその用に供されていた建築物等で現に存するもの</u>の管理等に要する経費の財源を確保するため、尼崎市立富松住宅管理基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>尼崎市立富松住宅（以下「富松住宅」という。）</u>の管理等に要する経費の財源を確保するため、尼崎市立富松住宅管理基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

<令和5年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第60号	所 管	予防課
件 名	尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第8号)の制定により、急速充電設備の全出力の上限等の規制が見直されることから、当該内容に合わせた規定の整備を行うもの。</p> <p>また、喫煙に係る標識の規制の見直しを行うため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 急速充電設備の規制の見直しに係る改正</p> <p>ア 急速充電設備の定義を次のとおり改める。</p> <p>(イ) 充電対象に、現行の電気を動力源とする自動車及び原動機付自転車に加え、船舶、航空機等を追加する。</p> <p>(ロ) 全出力の上限(現行:200キロワット)を撤廃する。</p> <p>(ハ) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための機器)を用いて充電することを明記する。</p> <p>(ニ) 分離型の急速充電設備(変圧機能を有する「本体」とコネクター及び充電用ケーブルを収納する「充電ポスト」が別の設備で構成されるもの)については、充電ポストを含むこととする。</p> <p>イ 屋外に設置する急速充電設備は建築物から3メートル以上の距離を保つ規制等について、分離型の急速充電設備に係る充電ポストは含まないこととする。</p> <p>(2) 喫煙に係る標識の規制の見直しに係る改正</p> <p>喫煙等を禁止する場所を有する防火対象物の関係者が喫煙所に標識を設置する義務について、健康増進法に規定する喫煙専用室の標識が設置されている場合は適用しないこととする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p> <p>ただし、上記2(1)の改正については、令和5年10月1日</p>					

尼崎市火災予防条例

改正後	現 行
<p>(急速充電設備)</p> <p>第12条の2 <u>急速充電設備(本体充電設備(その内部で電気を変圧したうえで、電気自動車等(自動車、原動機付自転車、船舶、航空機等で電気を動力源とするものをいう。以下同じ。)を充電する設備(全出力が20キロワット以下であるものを除く。)をいう。以下同じ。)、充電用ケーブルその他充電に必要な設備又は機器をいい、その充電の際にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための機器をいう。以下この条において同じ。)を用いるものに限る。以下同じ。))の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>屋外に設ける急速充電設備にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次のいずれかに該当する設備又は機器にあつては、この限りでない。</u></p> <p>ア <u>本体充電設備に係る全出力が50キロワット以下である急速充電設備</u></p> <p>イ <u>不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面する急速充電設備</u></p> <p>ウ <u>分離型急速充電設備(急速充電設備のうち、本体充電設備、充電ポスト(充電用ケーブル及びコネクタを収納する設備で電気自動車等を充電する際に当該充電用ケーブルを接続するもの(電気を変圧する機能を有しないものに限る。))であつて、本体充電設備の外部に設置され、これとケーブルにより接続される設備をいう。以下この条において同じ。))その他充電に必要な設備又は機器により構成されるものをいう。以下この条において同じ。))に係る充電ポスト</u></p> <p>エ <u>消防長が延焼を防止するための措置が</u></p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第12条の2 <u>急速充電設備(その内部で電気を変圧したうえで、電気自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車(以下この条において「自動車等」という。))で電気を動力源とするものをいう。以下この条において同じ。))に充電する設備(充電用ケーブルその他当該設備に付属する機器を含み、全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。))の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>屋外に設ける急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が延焼を防止するための措置が講じられていると認めるものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p>

<p style="text-align: center;"><u>講じられていると認める急速充電設備</u></p> <p>(2) 管体は、不燃性の金属材料で造ること。 <u>ただし、分離型急速充電設備に係る充電ポストにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(6) <u>コネクターと電気自動車等とが確実に接続されていない場合に充電を開始しないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(7) <u>コネクターが電気自動車等に接続されている状態で電圧が加えられている場合に当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(11) <u>急速充電設備を手動で緊急に停止させることができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに速やかに操作することができる箇所に設けること。</u></p> <p>(12) <u>急速充電設備と電気自動車等との衝突を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(16) <u>蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。以下この条において同じ。）を内蔵しているものにあつては、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p><u>(17) 分離型急速充電設備に係る充電ポストに蓄電池を内蔵しないこと。</u></p> <p><u>(18)・(19) 略</u> (喫煙等)</p> <p>第24条 次の各号に掲げる<u>場所のうち</u>消防長が指定する場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、消防署長が火災予防上支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 第1号及び第2号に掲げる<u>場所</u>のほか、火災が発生した場合に人命に<u>危険が生ずるおそれがある場所</u></p> <p>2 前項の<u>規定により</u>喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込</p>	<p>(2) 管体は、不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(6) <u>急速充電設備と電気自動車等とが確実に接続されていない場合に充電を開始しないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(7) <u>コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための機器をいう。以下この条において同じ。）と電気自動車等との接続部に電圧が加えられている場合に当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(11) <u>急速充電設備を手動で緊急に停止させることができる措置を講ずること。</u></p> <p>(12) <u>自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(16) <u>蓄電池を内蔵しているものにあつては、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p><u>(17)・(18) 略</u> (喫煙等)</p> <p>第24条 次の各号に掲げる<u>場所で</u>、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、消防署長が火災予防上支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 第1号及び第2号に掲げる<u>もの</u>のほか、火災が発生した場合に人命に<u>危険を生ずるおそれのある場所</u></p> <p>2 前項の喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んで</p>
--	--

<p>んではない場所（以下「喫煙等禁止場所」という。）には、見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」の文字を表示した標識を設けなければならない。</p> <p>3 喫煙等禁止場所（第1項第3号に掲げる場所におけるものを除く。）を有する防火対象物の関係者は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨を表示した標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために必要な措置で消防署長が適当と認めるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 当該防火対象物内における次に掲げる措置</p> <p>ア 適当な数の吸い殻容器を設けた適当な数の喫煙所の設置</p> <p>イ 喫煙所の出入口の見やすい箇所に掲げる「喫煙所」の文字を表示した標識の設置</p> <p>4 前項（第2号アに係る部分に限る。）の規定により劇場等に喫煙所を設ける場合は、当該喫煙所は、当該劇場等の階ごとに、客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、当該劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨を表示した標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために必要な措置で消防署長が適当と認めるものを講じたときは、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p>	<p>ない場所（以下「喫煙等禁止場所」という。）には、見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、消防長が別に定めるものとしなければならない。</p> <p>3 喫煙等禁止場所（第1項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防署長が火災予防上必要と認める措置</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（当該標識の設置に併せて図記号による標識を設けるときは、当該図記号による標識は消防長が別に定めるものとする。）</p> <p>4 前項第2号に掲げる場合において、劇場等に設ける喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じたときは、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p>
--	---

<p>5 前項の喫煙所の床面積の合計面積は、当該喫煙所を設ける劇場等の客席の床面積の合計面積の30分の1以上の面積でなければならない。ただし、消防署長が当該劇場等の利用状況等から判断して火災予防上支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>6 健康増進法（平成14年法律第103号） 第33条第2項の規定により防火対象物の関係者が同項に規定する喫煙専用室標識を掲示したときは、その掲示に係る喫煙所については、第3項の規定により同項第2号イに掲げる措置を講じたものとみなす。</p> <p>7 第2項又は第3項第2号イに規定する標識の設置に併せて図記号による標識を設けるときは、当該標識は消防長が別に定める様式により作成しなければならない。</p> <p>8 喫煙等禁止場所の関係者は、当該喫煙等禁止場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。 (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第55条 略</p> <p>(10) 急速充電設備（その本体充電設備に係る全出力が50キロワット以下であるものを除く。）</p> <p>付 則 (指定たばこ専用喫煙室標識を掲示した場合の特例)</p> <p>3 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて健康増進法第33条第2項の規定を適用する場合における第24条第6項の規定の適用については、同項中「健康増進法」とあるのは「健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する健康増進法」と、「喫煙専用室標識」とある</p>	<p>5 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防署長が当該場所の利用状況等から判断して火災予防上支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>6 喫煙等禁止場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。 (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第55条 略</p> <p>(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</p> <p>付 則</p>
--	--

<u>のは「指定たばこ専用喫煙室標識」とする。</u>	
<u>4～7</u> 略	<u>3～6</u> 略

<令和5年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第61号	所 管	ダイバーシティ推進課				
件 名	訴えの提起について（土地明渡し等請求事件）								
内 容									
<p>1 提起理由 資材等の物件を置いて本市所有の土地を不法に占有しているため、物件を撤去するよう指導してきたがこれに応じない者に対し、当該土地の明渡し及び貸付料相当額の損害賠償金の支払いを求めるもの。</p> <p>2 当事者 (1) 原告 尼崎市 代表者 尼崎市長 松本 眞 (2) 被告氏名・法人名 ア [REDACTED] イ [REDACTED]</p> <p>3 不法占有されている本市所有の土地の所在地及び面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸ノ内町3丁目698-25</td> <td>148.72㎡</td> </tr> </tbody> </table>						所在地	面積	戸ノ内町3丁目698-25	148.72㎡
所在地	面積								
戸ノ内町3丁目698-25	148.72㎡								

<令和5年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第62号	所 管	学校ICT推進課
件 名	物件の買入れについて（尼崎市立小学校・特別支援学校電子黒板）				
内 容					
1	<p>買入れの目的</p> <p>G I G Aスクール構想において整備した1人1台の学習者用端末をより有効に活用した授業を実施するとともに、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善をさらに進めていくため、現在、尼崎市立小学校及び特別支援学校（小学部）に設置している大型テレビを、タッチパネル操作が可能な電子黒板に更新する。</p>				
2	<p>買入れ物件の内容</p> <p>電子黒板（付属品含む） 968台</p>				
3	<p>買入れの方法</p> <p>随意契約（公募型プロポーザル方式）</p> <p>※ 事業者の選定にあたっては、選定会議において、本件（尼崎市立小学校・特別支援学校電子黒板）について、応募者からの提案内容を審査し、企画提案書、プレゼンテーション及び電子黒板のデモンストレーションの評価を提案点、提案価格の評価を価格点とし、提案点と価格点の合計点で優先交渉権者を選定した。</p>				
4	<p>買入れの金額</p> <p>277,912,800円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）</p>				
5	<p>買入れの相手方</p> <p>神戸市中央区京町74京町74番ビル9F 株式会社フューチャーイン 関西支店 支店長 馬淵 祐一</p>				
6	<p>納期</p> <p>令和5年9月30日</p>				

応募事業者及び審査結果

<応募事業者>

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	株式会社内田洋行 大阪支店	大阪支店長 岡野 清吾	大阪府中央区和泉町2丁目2番2号
2	シャープマーケティングジャパン株式会社	取締役 美甘 将雄	八尾市北亀井町3丁目1番72号
3	株式会社ニチワ	代表取締役 浅井 一成	神戸府中央区磯辺通2丁目1番13号
4	株式会社フューチャーイン 関西支店	支店長 馬淵 祐一	神戸府中央区京町74 京町74番ビル9F

<審査結果>

応募事業者	提案点	価格点	合計点	合計点順位
株式会社フューチャーイン 関西支店	4, 204	830	5, 034	1
株式会社内田洋行 大阪支店	3, 080	1, 950	5, 030	2
株式会社ニチワ	2, 560	2, 440	5, 000	3
シャープマーケティングジャパン株式会社	2, 928	1, 195	4, 123	4

<令和5年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第63号	所 管	住宅整備担当
件 名	事業契約について（(仮称)市営若草住宅建替事業）				
内 容					
<p>1 事業契約の概要</p> <p>(1) (仮称)市営若草住宅の建設</p> <p>(2) 既存住宅の解体</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に係る設計・調査業務及び工事監理業務</p> <p>(4) 入居者移転支援業務</p> <p>2 事業手法</p> <p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、民間事業者が施設の設計・建築等を行い、施設完成後にその所有権を市に移転するB T方式（P F I事業）により実施する。</p> <p>3 契約の相手方</p> <p>株式会社柄谷工務店を代表企業とするグループ</p> <p>代表企業 尼崎市玄番南之町4番地</p> <p>株式会社柄谷工務店</p> <p>取締役社長 柄谷 順一郎</p> <p>4 契約金額</p> <p>8,230,420,000円</p> <p>〔※ 金額は消費税等相当額10%を含む。ただし、入居者移転支援業務に係る経費に一部消費税等対象外経費あり。〕</p> <p>5 契約の方法</p> <p>一般競争入札（総合評価）</p> <p>学識経験者5名による選定委員会において、入札参加者からの提案内容を審査し、技術評価点と入札価格から算出した価格点が落札者決定基準を満たしていた株式会社柄谷工務店を代表企業とするグループを落札者候補として選定した。</p>					

<審査結果>

入札参加者	①技術評価点	②価格点	③総合評価点	順位
(代表企業) 柄谷工務店	89.50	80.00	169.50	1

① 技術評価点：選定委員会による評価（配点120点）

② 価格点：（最も低い入札価格／当該入札価格）×（配点80点）

6 建設する施設概要

(1) 事業場所 尼崎市西川1丁目97番

(2) 敷地面積 約11,700㎡

(3) 建設施設

(仮称) 市営若草住宅	住戸数	363戸
	店舗数	13店舗
	延床面積	約21,200㎡
	構造	鉄筋コンクリート造
	階数	地上11階建て

※ 現時点での提案内容であり、変更の可能性あり。

7 解体する施設概要

住宅名称	管理戸数	
市営常光寺改良住宅	252戸	542戸
市営浜つばめ改良住宅（1号棟）	50戸	
市営浜つばめ住宅（2号棟、3号棟）	80戸	
市営西川住宅	50戸	
市営西川平七改良住宅	110戸	

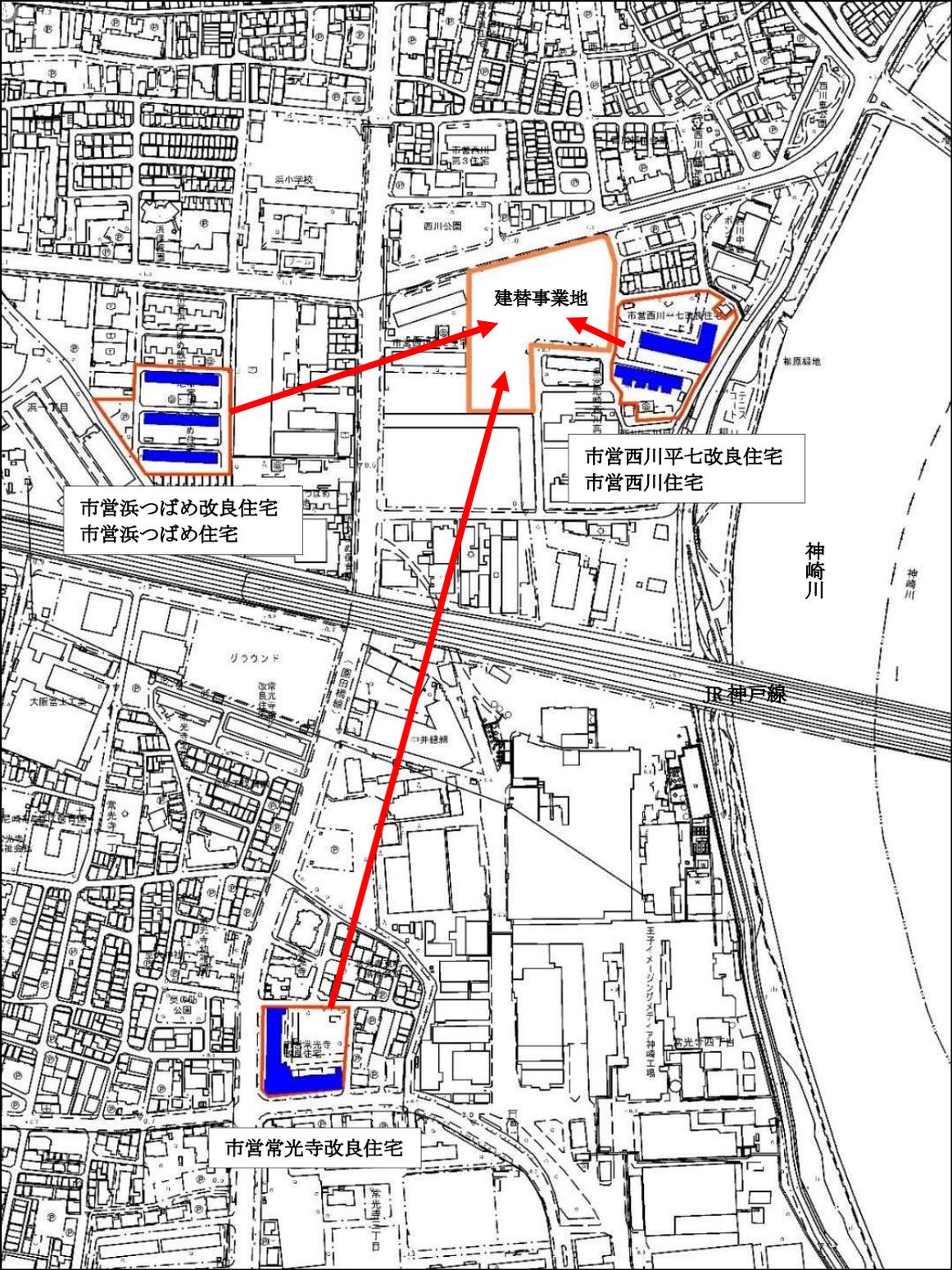
8 契約の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

入札参加者一覧

株式会社柄谷工務店を代表企業とするグループ			
担当業務	企業名	代表者名	所在地
設計	株式会社市浦ハウジング &プランニング大阪支店	専務取締役支店長 田中 純一	大阪市北区西天満1丁目7番20号
工事監理	株式会社市浦ハウジング &プランニング大阪支店	専務取締役支店長 田中 純一	大阪市北区西天満1丁目7番20号
	株式会社礎	代表取締役 和泉 信男	大阪市北区豊崎5丁目6番10号
建設	株式会社柄谷工務店	取締役社長 柄谷 順一郎	尼崎市玄番南之町4番地
	昌平株式会社	取締役社長 柄谷 順一郎	尼崎市道意町6丁目49番地
移転支援	株式会社アクロスコーポ レイション	代表取締役 山部 勇喜	尼崎市武庫之荘2丁目3番1号

建替えの対象住宅と建替事業位置図等



<令和5年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第64号	所 管	財務担当
件 名	物件の買入れについて（化学消防ポンプ自動車）				
内 容					
1	<p>買入れの目的 危険物の製造所等において火災が発生した場合に、泡消火薬剤等を放出するために出動する化学消防ポンプ自動車が経年劣化していることから、消防力を強化し、危険物火災等に迅速かつ的確に対応するため現有車両を更新するもの。</p>				
2	<p>買入れ物件の内容 化学消防ポンプ自動車 1台</p>				
3	<p>買入れの方法 指名競争入札</p>				
4	<p>買入れの金額 75,350,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）</p>				
5	<p>買入れの相手方 吹田市豊津町1番31号由武ビル5階C号室 長野ポンプ株式会社 大阪営業所 所長 東野 敏行</p>				
6	<p>納期 令和7年3月7日</p>				

開札結果表

		開札年月日	令和5年4月25日
件名	化学消防ポンプ自動車		
落札者名	長野ポンプ(株) 大阪営業所	落札金額	68,500,000円
予定価格	74,473,637円	最低制限価格	—
入札者名		第1回入札金額(円)	
長野ポンプ(株) 大阪営業所		68,500,000	決定
(株) 吉谷機械製作所		70,000,000	
神戸日野自動車(株)		72,100,000	
平和機械(株)		75,000,000	※予定価格超過
日本機械工業(株) 大阪営業所		76,600,000	※予定価格超過
大槻ポンプ工業(株)		77,000,000	※予定価格超過
(有) 岡本ポンプ		77,400,000	※予定価格超過
(株) モリタ関西支店		79,000,000	※予定価格超過
(株) スナミ		79,500,000	※予定価格超過
小川ポンプ工業(株)		81,000,000	※予定価格超過
日本ドライケミカル(株) 大阪支店		82,200,000	※予定価格超過
(株) 神防社		辞退	
(株) ナカムラ消防化学大阪営業所		辞退	
(株) 阪和総合防災南大阪支店		辞退	

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

<令和5年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第65号	所 管	財務担当
件 名	物件の買入れについて（高規格救急自動車）				
内 容					
1	<p>買入れの目的 災害等により発生した傷病者を医療機関に搬送する高規格救急自動車が経年劣化していることから、消防力を強化し、救急事案に迅速かつ的確に対応するため現有車両を更新するもの。</p>				
2	<p>買入れ物件の内容 高規格救急自動車 2台</p>				
3	<p>買入れの方法 指名競争入札</p>				
4	<p>買入れの金額 67,100,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）</p>				
5	<p>買入れの相手方 たつの市新宮町井野原276番地の1 有限会社岡本ポンプ 代表取締役 岡本 正</p>				
6	<p>納期 令和6年3月22日</p>				

開札結果表

		開札年月日	令和5年4月25日
件名	高規格救急自動車		
落札者名	(有) 岡本ポンプ	落札金額	61,000,000円
予定価格	63,826,364円	最低制限価格	—
入札者名		第1回入札金額(円)	
(有) 岡本ポンプ		61,000,000	決定
兵庫トヨタ自動車(株) 特販営業所		61,800,000	
(株) 赤尾		65,200,000	※予定価格超過
キンパイ商事(株)		70,000,000	※予定価格超過
(株) KENASE JAPAN		辞退	
(株) 阪和総合防災南大阪支店		辞退	

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

